

第 13 回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 通常総会

次 第

日 時：平成 29 年 6 月 9 日（金）10：00～

場 所：草津市役所 2 階特大会議室

1 開 会 (挨拶)

2 議 事

議第 1 号 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について

議第 2 号 平成 28 年度事業報告および収支決算について

議第 3 号 平成 29 年度事業計画（案）および収支予算（案）について

議第 4 号 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

議第 5 号 まめバス運行ルートの一部変更について

議第 6 号 まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

議第 7 号 甲賀市中山間地域からの通学バス運行事業計画について

3 閉 会

草津市地域公共交通活性化再生協議会委員名簿

(平成29年4月1日現在)

	役 職	分 野	氏 名	備 考
1	会長	草津市職員	善 利 健 次	草津市副市長
2	2号委員	一般乗合	立 川 敬 一	近江鉄道株式会社 取締役執行役員 自動車部長
3	2号委員	一般乗合	隠 岐 公 史	滋賀バス株式会社 代表取締役
4	2号委員	一般乗合	大 西 勇 美	帝産湖南交通株式会社 営業部長
5	2号委員	一般乗用	山 田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 常務取締役
6	2号委員	一般乗用	石 塚 重 輝	近江タクシー株式会社 草津営業所 所長
7	2号委員	バス協会	野 村 義 明	一般社団法人 滋賀県バス協会 専務理事
8	2号委員	タクシー協会	濱 田 隆 久	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務理事
9	2号委員	運転者団体	山 田 慎太郎	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
10	2号委員	運転者団体	中 島 大 介	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
11	2号委員	道路管理者（県）	山 崎 彰 吾	滋賀県南部土木事務所 次長
12	3号委員	住民・旅客（障害者）	前 野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事
13	3号委員	住民・旅客（高齢者）	池 藤 利 彦	草津市老人クラブ連合会
14	3号委員	住民・旅客	高 田 憲 一	草津市まちづくり協議会連合会（志津南）
15	3号委員	住民・旅客	卯 田 正 明	草津市まちづくり協議会連合会（笠縫東）
16	4号委員	所轄運輸行政	道 久 聡	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
17	5号委員	広域交通行政	芝 久 生	滋賀県土木交通部交通戦略課参事
18	5号委員	所轄交通警察	竹 中 匡 幸	滋賀県草津警察署交通課長
19	5号委員	学識経験者	塚 口 博 司	立命館大学理工学部 都市システム工学科教授
20	5号委員	関係団体（商業）	《空席》	草津市商店街連盟 会長
21	5号委員	関係団体（工業）	加 藤 幹 彦	草津商工会議所 専務理事
22	5号委員	関係団体（中活）	吉 岡 健 二	（特活）草津まちづくりNPO 理事
23	5号委員	関係団体（観光）	南 英 三	草津市観光物産協会 会長
24	5号委員	関係団体（NPO活動）	宮 下 千代美	（特活）ディフェンス 理事
25	5号委員	学識経験者	村 井 龍 治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科 教授
26	1号委員	草津市職員	吉 本 勝 明	草津市総合政策部長
27	1号委員	草津市職員	西 典 子	草津市健康福祉部長
28	1号委員	草津市職員	竹 村 徹	草津市環境経済部長
29	1号委員	草津市職員	吉 川 寛	草津市建設部長
	事務局	草津市都市計画部	山 本 憲 一	部長
			打 田 敏 之	副部長（総括）
			武 村 彰	交通政策課長
			林 裕 史	交通政策課参事
			青 木 亮 太	交通政策課主任
			田 村 晋 也	交通政策課主任

近江鉄道株式会社
取締役 敬一
立川 敬一
西日本旅客鉄道株式会社
地域共生室 室長 大介
中島 大介
草津市副市長
善利 健次
都市システム工学部 工学部 塚口 博司
立命館大学工学部 工学部 塚口 博司
滋賀県背髄損傷者協会
常務理事 前野 奨
草津市老人クラブ連合会
池藤 利彦

草津市まちづくり協議会連合会
高田 憲一
草津市まちづくり協議会連合会
卯田 正明
草津市商店街連盟
会長 遠塚 政弘
草津商工会議所
専務理事 加藤 幹彦
草津まちづくりNPO
理事 吉岡 健二
草津市観光物産協会
会長 南 英三
ディフェンス
理事 宮下 千代美
龍谷大学社会学部
臨床福祉学科 教授 村井 龍治
草津市総合政策部
部長 吉本 勝明
草津市健康福祉部
部長 西 典子
草津市環境経済部
部長 竹村 徹
草津市建設部
部長 吉川 寛

滋賀バス株式会社
代表取締役 隠岐 公史
帝産湖南交通株式会社
営業部長 大西 勇美
株式会社帝産タクシー滋賀
常務取締役 山田 幸地郎
近江タクシー株式会社
草津営業所 所長 石塚 重輝
一般社団法人滋賀県バス協会
専務理事 野村 義明
一般社団法人滋賀県タクシー協会
専務理事 濱田 隆久
私鉄労働組合滋賀県協議会
幹事 山田 慎太郎
滋賀県草津警察署
交通課長 竹中 匡幸
滋賀県土木交通部交通戦略課
参事 芝 久生
滋賀県南部土木事務所
次長 山崎 彰吾
近畿運輸局滋賀運輸支局
首席運輸企画専門官 道久 聡

○
○ 随
○
○ 行
○
○ 席
○
○
○
○ 記
○
○ 者
○
○ 席
○

○ 田村主任
○ 青木主任
○ 林参事
○ 武村課長
○ 打田副部長
○ 山本部長

議 第 1 号

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 3 号の規定に基づき、承認を求める。

なお、行政庁の承認にあたって、要綱・要領に基づき変更の指示があった場合には、協議会の設立目的に反さず、かつ事業の執行に大きな影響を及ぼさない範囲において、その取扱いを会長に一任する。

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条中「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」を「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」に改める。

第4条中「連携計画」を「網形成計画」に改める。

第5条中「連携計画」を「網形成計画」に改める。

第24条第2号中「草津市福祉有償運送運営協議会」を「草津市有償運送運営協議会」に改める。

第25条第2号中「産業建設部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）」を「都市計画部交通政策課（以下、「交通政策課」という。）」に改める。

第32条中「収支計算書」を「収支決算書」に改める。

第33条中「収支計算書」を「収支決算書」に改める。

付 則

この規則は、平成29年6月9日から施行する。

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約新旧対照表 新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条～第2条 (略) (目的) 第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事業) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>網形成計画</u>の策定および変更に関すること。 (2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (協議会の委員) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。 (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会が運用上必要と認められる者 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他	第1条～第2条 (略) (目的) 第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「<u>連携計画</u>」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事業) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>連携計画</u>の策定および変更に関すること。 (2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (協議会の委員) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。 (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会が運用上必要と認められる者 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約新旧対照表 新 要 綱 （案）	旧 要 綱
<u>網形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名するもの (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 市職員 第6条～第23条（略） （分科会） 第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに<u>草津市有償運送運営協議会</u>とする。 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。 第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は草津市<u>都市計画部交通政策課</u>（以下、「<u>交通政策課</u>」という。）に置く。 第25条第3項～第31条（略）	<u>連携計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名するもの (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 市職員 第6条～第23条（略） （分科会） 第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに<u>草津市福祉有償運送運営協議会</u>とする。 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。 第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局は草津市<u>産業建設部都市計画課</u>（以下、「<u>都市計画課</u>」という。）に置く。 第25条第3項～第31条（略）

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約新旧対照表 新 要 綱 (案)	旧 要 綱
(監査等) 第 3 2 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 1 0 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支<u>決算</u>書 (3) 貸借対照表 (4) 財産目録 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。 (報告) 第 3 3 条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。 (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支<u>決算</u>書及びその年度の収支予算書 第 3 4 条以下 (略)	(監査等) 第 3 2 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 1 0 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支<u>計算</u>書 (3) 貸借対照表 (4) 財産目録 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。 (報告) 第 3 3 条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。 (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支<u>計算</u>書及びその年度の収支予算書 第 3 4 条以下 (略)

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約新旧対照表
新 要 綱 （案）

旧 要 綱

付 則

この規約は、平成２９年６月９日から施行する。

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定および変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 委員等

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。

- (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (3) 市民または市内交通の利用者
- (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 市職員

(公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第6条 市長は、第4条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(届出)

第8条 委員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(委員の報酬)

第9条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、副市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中からあらかじめ会長が指名する。
 - 4 監事は、委員の互選により選出する。
 - 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 総会の議決のうち、第4条第3号に掲げる事項について、事業者が特定される場合、その者の同意を要する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 規約第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第17条第1項及び第4項ならびに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第21条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会および分科会

(幹事会)

- 第23条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を処理するため、必要に応じて、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の委員は第5条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。
 - 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(分科会)

- 第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに草津市福祉有償運送運営協議会とする。
 - 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は草津市都市計画部交通政策課（以下、「交通政策課」という。）に置く。
 - 3 事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。
 - 4 事務局長は、第2項の所属長をもって充て、事務局員は事務局長が選任する。
 - 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

- 第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

- 第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市からの負担金または補助金
 - (2) 国からの補助金
 - (3) 借入金、寄付金、その他の収入
- (資金の取扱い)

第30条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第33条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書

第8章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第34条 第24条第2項の事務局の組織改変に伴う名称変更については、第19条第1項第1号の規定によらず、会長がこれを定めることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第35条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第9章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成21年1月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

議 第 2 号

平成 2 8 年度事業報告および収支決算について

平成 2 8 年度草津市地域公共交通活性化再生協議会事業報告および収支決算について、
草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 1 8 条第 2 号の規定に基づき、承認を求め
る。

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

平成28年度事業報告および収支決算について

1 平成28年度事業報告

(1) 各種会議の開催

□平成28年6月13日（月） 第12回 草津市地域公共交通活性化再生協議会

場所 草津市役所 2階特大会議室

- ・平成27年度事業報告および収支決算について
- ・平成28年度事業計画（案）および収支予算（案）について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

□平成28年6月13日（月） 第31回 草津市地域公共交通会議

場所 草津市役所 2階特大会議室

- ・宅屋線の路線改編について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・平成27年10月から平成28年5月までのまめバス運行状況について（報告）

□平成29年2月23日（木） 第32回 草津市地域公共交通会議

場所 草津市役所 8階大会議室

- ・まめバス路線改編について
- ・4条路線の運行について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更申請について
- ・平成28年4月から平成29年1月までのまめバス運行状況について（報告）

□平成29年3月21日（火） 第13回 草津市有償運送運営協議会

場所 草津市役所 行政委員会室

- ・法79条登録更新にかかる審査

(2) 実施事業

□草津市地域公共交通網形成計画の策定

(事業内容)「コンパクトシティ＋ネットワークのまちづくり」の考え方に基づき、市民（地域）・事業者・行政の三者の協働、連携強化による地域の特性に応じた、また将来を見据えた公共交通ネットワークの再編を図るため、地域公共交通網形成計画の策定に係る基礎調査を行った。

(事業費) 3, 7 6 9, 2 0 0 円

(財 源) 草津市からの補助金 (100/100)

2 平成28年度収支決算

平成28年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書

【収 入】

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1	1		0	0	0	
負担金	負担金	1 負担金	0	0	0	
2	1		12,636,000	3,769,200	△8,866,800	
補助金	補助金	1 補助金	12,636,000	3,769,200	△8,866,800	草津市補助金
3	1		228	228	0	
繰越金	繰越金	1 繰越金	228	228	0	
4	1		0	0	0	
借入金	借入金	1 借入金	0	0	0	
5	1		0	0	0	
諸収入	諸収入	1 寄付金	0	0	0	
		2 雑 入	0	0	0	
計			12,636,228	3,769,428	△8,866,800	

【支 出】

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1	1		228	0	△228	
運営費	事務費	1 会議費	0	0	0	
		2 事務費	228	0	△228	
2	1		12,636,000	3,769,200	△8,866,800	
事業費	事業費	1 事業費	0	0	0	
		2 負担金	12,636,000	3,769,200	△8,866,800	草津市地域公共交通網形成 計画策定費 3,769,200 円
3	1		0	0	0	
予備費	予備費	1 予備費	0	0	0	
計			12,636,228	3,769,200	△8,867,028	

$$\begin{array}{rcl}
 (\text{平成28年度収入決算額}) & & (\text{平成28年度支出決算額}) \\
 3,769,428 \text{ 円} & - & 3,769,200 \text{ 円} \\
 & & = \\
 & & 228 \text{ 円}
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{l}
 (\text{平成29年度への繰越金})
 \end{array}$$

平成 2 8 年度 会計監査報告書

草津市地域公共交通活性化再生協議会の平成 2 8 年度会計監査について、
下記のとおり報告する。

記

貯金通帳、証拠書類の経理及び処理について、正確かつ適正に執行されていることを認める。

平成 年 月 日

監事

印

監事

印

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 善 利 健 次 様

議 第 3 号

平成 2 9 年度事業計画（案）および収支予算（案）について

平成 2 9 年度草津市地域公共交通活性化再生協議会事業計画および収支予算について、
草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 1 8 条第 1 号の規定に基づき、承認を求め
る。

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

平成29年度事業計画（案）および収支予算（案）について

1 平成29年度事業計画（案）

（1）各種会議の開催

□平成29年6月9日（金） 第13回 草津市地域公共交通活性化再生協議会
場所 草津市役所 2階特大会議室

□平成29年8月頃 第14回 草津市地域公共交通活性化再生協議会

□平成29年10月頃 第15回 草津市地域公共交通活性化再生協議会

□平成30年2月頃 第16回 草津市地域公共交通活性化再生協議会

（2）実施事業

□草津市地域公共交通網形成計画の策定

（事業内容）「コンパクトシティ＋ネットワークのまちづくり」の考え方にに基づき、市民（地域）・事業者・行政の三者の協働、連携強化による地域の特性に応じた、また将来を見据えた公共交通ネットワークの再編を図るため、地域公共交通網形成計画を策定する。

（事業費）4,800,000円

（財 源）国土交通省からの補助金（1,460,000円）

草津市からの補助金（3,340,000円）

2 平成29年度収支予算（案）

平成29年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支予算書（案）

【収 入】

（単位：円）

科 目			予算額	備考
款	項	目		
1	1		0	
負担金	負担金	1 負担金	0	
2	1		4,800,000	
補助金	補助金	1 補助金	4,800,000	国(1,460 千円) 草津市(3,340 千円)
3	1		228	
繰越金	繰越金	1 繰越金	228	
4	1		0	
借入金	借入金	1 借入金	0	
5	1		0	
諸収入	諸収入	1 寄付金	0	
		2 雑 入	0	
計			4,800,228	

【支 出】

（単位：円）

科 目			予算額	備考
款	項	目		
1	1		228	
運営費	事務費	1 会議費	0	
		2 事務費	228	雑費
2	1		4,800,000	
事業費	事業費	1 事業費	0	
		2 負担金	4,800,000	草津市公共交通網形成計画策定費 (4,800 千円)
3	1		0	
予備費	予備費	1 予備費	0	
計			4,800,228	

議 第 4 号

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

草 公 活 協 発 第 号
平 成 2 9 年 月 日

国土交通大臣 殿

草津市地域公共交通活性化再生協議会
草 津 市 草 津 3 丁 目 13 番 30 号
会 長 善 利 健 次 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
1.1. 目的 ○草津市の課題であるバス交通空白地・不便地の解消、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通の確保等に加え、地球温暖化防止や中心市街地活性化を目的として、まめバスを運行する。
1.2. 必要性 ○草津市では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及等に伴い利用者が減少しており、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。 ○一方で、草津市では、高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっていくことが予想される。 ○また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ないバス交通空白地・不便地が散在しており、これらの地域の解消が大きな課題となっている。 ○これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保することが必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
2.1. 定量的な目標 ○本計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとなるため、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「収支率」から「利用者数」に変更し、本格運行初年度（H25.10～H26.9）の年間利用者数を目標値と定め、利便性の向上による利用者の増加などに取り組み、目標値を超える利用者数を目指す。
2.2. 効果 ○本計画の実行により、バス交通空白地・不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。 ○また、中心市街地や医療施設へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別表1のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表2のとおり
なお、草津市から運行事業者へ支払う費用については、運行経費から運賃収入および国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
別表 1 のとおり
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
・平成 29 年度 7 月～10 月 「地域ニーズの把握」 まめバスの利用者数を増やすため、まめバス利用者や地域等に意見等を聞き、どのようなニーズがあるか調査を行う。 ・平成 29 年度 10 月～平成 30 年度 9 月 「運行状況調査」 まめバス運転手による動態調査をし、各便に何名の乗車があったか把握する。
7. 別表 4 及び別表 4－1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
8. 別表 4 及び別表 4－1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
マップのとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
10.1. 目的 市民にバスの愛着を持ってもらい、地域で守っていこうとするという意識を育むことが重要であることから、本市コミュニティバス車両を改善し、分かりやすくて乗りやすい、洗練されたマイバス意識の高い乗り物にしていくためにバス車両を更新する。 10.2. 必要性 市民に末永く暮らしていただく公共交通環境の整備を図っていくため、古くなったバス車両を一新し、市民に安心感を与えながら持続的な運行を行っていく必要があるため。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
11.1. 定量的な目標 ○本計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとなるため、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「収支率」から「利用者数」に変更し、本格運行初年度（H25. 10～H26. 9）の年間利用者数を目標値と定め、利便性の向上による利用者の増加などに取り組み、目標値を超える利用者数を目指す。 11.2. 効果 ○古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いなど、まめバスに対する市民からの不満や苦情、また利用離れを防ぐことが出来る。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
12.1. 概要 経過年数や故障回数の多いバス車両から、予算の範囲内にて更新を行っていく。 12.2. 事業者 近江鉄道株式会社、帝産湖南交通株式会社 12.3. 費用 50,464 千円（14,696 千円×2 台＋21,072 千円） 12.4 負担者及び負担額 国 19,500 千円（6,000 千円×2 台＋7,500 千円） 市 30,964 千円
13. 老朽化の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
新たなバス車両に更新したことをきっかけに、積極的に情報発信を行い、潜在利用者を掘り起こして新たな利用者数の増加につなげる。

14. 協議会の開催状況と主な議論

■草津市地域公共交通活性化再生協議会の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第 1 回	H20. 1. 31	○職務代理者の選任について ○草津市地域公共交通総合連携計画の策定について ○各分科会への付託事項について
第 2 回	H21. 1. 19	○草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規程案について ○役員の選任について ○平成 20 年度事業報告について ○平成 21 年度事業計画案及び平成 21 年度収支予算案について
第 3 回	H22. 2. 23	○草津市地域公共交通総合連携計画(案)について ○草津市地域公共交通活性化再生総合事業計画(案)について ○平成 21 年度事業報告について ○平成 21 年度予算の補正について ○平成 22 年度予算について
第 4 回	H22. 11. 24	○平成 21 年度決算について
第 5 回	H23. 3. 23	○平成 23 年度予算について
第 6 回	H23. 7. 28	○平成 22 年度決算について
第 7 回	H24. 2. 20	○平成 24 年度事業計画及び予算について
第 8 回	H24. 8. 3	○平成 23 年度事業報告について ○平成 23 年度決算について
第 9 回	H25. 5. 28	○生活交通ネットワーク計画策定について
第 10 回	H26. 6. 13	○地域内フィーダー系統確保維持計画について ○平成 26 年度の予算について
第 11 回	H27. 6. 3	○地域内フィーダー系統確保維持計画について ○平成 26 年度事業報告および収支決算について ○平成 27 年度事業計画および収支予算について
第 12 回	H28. 6. 13	○地域内フィーダー系統確保維持計画について ○平成 27 年度事業報告および収支決算について ○平成 28 年度事業計画および収支予算について

■草津市地域公共交通会議の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第 1 回 全体会	H20. 1. 31	○委員長及び職務代理者の選任について ○付託事項審議「草津市の乗合旅客運送の現状と課題について」
第 2 回 全体会	H20. 3. 26	○持続可能な公共交通システムについて
第 3 回 全体会	H20. 6. 20	○草津市の公共交通に関する現状と課題についてのまとめ ○専門部会の設置について

次頁に続く

	日時	主な議論
第 1 回 専門部会	H20. 9. 3-4	○利用拡大に向けた旅客輸送サービスの質的向上の方策について ○利用拡大に向けた旅客輸送サービスの安全円滑化の方策について ○持続可能な地域生活交通確保の方策について ○車両・施設のバリアフリー化にかかる重点整備について ○各種まちづくりの課題における公共交通の位置づけについて ○企業・団体の社会貢献活動との連携による公共交通利用促進策について
第 2 回 専門部会	H20. 10. 14 -15	○部会検討課題の整理、対応策の検討
第 4 回 全体会	H20. 11. 12	○各専門部会における課題検討結果の報告について ○対策案にかかる公共交通活性化の基本方向について
第 5 回 全体会	H21. 1. 19	○対策案にかかる公共交通活性化の基本方向について ○方向検証のための社会実験案について
第 6 回 全体会	H21. 3. 2	○社会実験案について 他
第 7 回 全体会	H21. 6. 5	○社会実験（実証運行）の運行計画案について 他
第 8 回 全体会	H21. 10. 19	○小型バス実証運行の詳細について 他
第 9 回 全体会	H22. 2. 17	○実証運行路線の道路法第 4 条許可申請について ○草津市地域公共交通総合連携計画原案について
第 10 回 全体会	H22. 5. 17	○実証運行の調査報告について ○実証運行の有料化について
第 11 回 全体会	H22. 11. 24	○実証運行事業に関する報告 ○今後のスケジュールについて ○まめバス実証運行運賃の改定について ○まめバス実証運行路線再編の方針について ○高齢運転者等専用駐車区間制度の実施について
第 12 回 全体会	H23. 1. 12	○実証運行事業に関する報告 ○まめバス実証運行運賃の改定について ○まめバス実証運行路線再編について ○自己評価について ○山田学区ワークショップの開催について
第 13 回 全体会	H23. 3. 23	○アンケート調査報告書について ○今後の路線見直しについて ○山田学区ワークショップについての報告
第 14 回 全体会	H23. 6. 1	○本格運行に向けたまめバス検討について ○第 2 回山田学区ワークショップについての報告 ○その他
第 15 回 全体会	H23. 7. 28	○今後のまめバス運行形態について ○今後のスケジュールについて

次頁に続く

	日時	主な議論
第 16 回 全体会	H23. 10. 15	○公共交通の状況について ○今後のまめバスの運行形態について ○今後のスケジュールについて
第 17 回 全体会	H23. 12. 22	○現在のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 18 回 全体会	H24. 2. 20	○現在のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 19 回 全体会	H24. 6. 15	○平成 23 年度のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 20 回 全体会	H24. 8. 3	○平成 24 年度のまめバス運行について ○南笠東わんぱくプラザ参加について
第 21 回 全体会	H24. 11. 27	○平成 24 年度のまめバス運行について ○平成 25 年度のまめバス運行について ○新たな割引制度について
第 22 回 全体会	H25. 2. 22	○平成 24 年度のまめバス運行について ○平成 25 年度のまめバス運行について
第 23 回 全体会	H25. 5. 28	○平成 24 年度のまめバス運行について ○平成 25 年度のまめバス運行について ○生活交通ネットワーク計画策定について ○4 条路線の運行について
第 24 回 全体会	H25. 9. 2	○平成 25 年度のまめバス運行について ○10 月からのまめバス路線改編について ○4 条路線の運行について
第 25 回 全体会	H26. 2. 28	○平成 25 年度のまめバス運行について ○まめバスの運賃について ○老上線、志津ロクハ線の申請手続きについて ○4 条路線の運行について
第 26 回 全体会	H26. 6. 13	○平成 25 年 10 月から平成 26 年 4 月までのまめバス運行状況について ○平成 26 年 10 月以降のまめバス運行について ○生活交通ネットワーク計画策定について ○4 条路線の運行について
第 27 回 全体会	H26. 8. 26	○平成 26 年 10 月以降のまめバス運行について
第 28 回 全体会	H27. 1. 14	○今後のまめバスの運用について ○草津市における連節バス等の導入について
第 29 回 全体会	H27. 6. 3	○平成 27 年 10 月以降のまめバス運行について ○地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

次頁に続く

	日時	主な議論
第 30 回 全体会	H28. 2. 29	○宅屋線の路線改編について ○平成 28 年度公共交通利用改善に向けた取組について ○平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の変更申請について ○まめバス利用促進策の実施について
第 31 回 全体会	H28. 6. 13	○宅屋線の路線改編について ○地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
第 32 回 全体会	H29. 2. 23	○まめバス路線改編について ○4 条路線の運行について ○地域内フィーダー系統確保維持計画の変更申請について

■草津市有償運送運営協議会の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第 1 回	H20. 2. 1	○会長及び職務代理者の選任について ○公共交通システムの中で果たすべき福祉有償運送の役割について
第 2 回	H20. 3. 19	○福祉有償運送の協議基準について
第 3 回	H20. 6. 3	○草津市福祉有償運送ガイドラインの確定について ○福祉有償運送を含む福祉輸送サービス供給に関する課題について
第 4 回	H20. 10. 21	○法 79 条登録申請にかかる審査 ○地域公共交通総合連携素案策定に関する意見聴取
第 5 回	H21. 2. 17	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 6 回	H22. 8. 27	○会長ならびに職務代理者の選任について ○法 79 条登録申請にかかる審査
第 7 回	H23. 2. 21	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 8 回	H24. 4. 5	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 9 回	H24. 5. 22	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 10 回	H25. 5. 21	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 11 回	H25. 12. 19	○法 79 条登録更新にかかる審査
第 12 回	H26. 2. 20	○法 79 条登録更新にかかる審査
第 13 回	H29. 3. 21	○法 79 条登録更新にかかる審査

15. 利用者等の意見の反映状況

- 実証運行時に実施した市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、利用者等の意見を十分に反映している。
- 更なる利用者の利便性を高めるため、利用者アンケートを今後も継続して行い、利用者のニーズの把握に努める。

16. 協議会メンバーの構成

■草津市地域公共交通活性化再生協議会のメンバー構成（平成 29 年 6 月 9 日現在）

役職	分野	氏名	備考
会長	草津市職員	善利 健次	草津市副市長
2 号委員	一般乗合	立川 敬一	近江鉄道株式会社 取締役執行役員 自動車部長
2 号委員	一般乗合	隠岐 公史	滋賀バス株式会社 代表取締役
2 号委員	一般乗合	大西 勇美	帝産湖南交通株式会社 営業部長
2 号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 常務取締役
2 号委員	一般乗用	石塚 重輝	近江タクシー株式会社 草津営業所 所長
2 号委員	バス協会	野村 義明	一般社団法人 滋賀県バス協会 専務 理事
2 号委員	タクシー協会	濱田 隆久	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務理事
2 号委員	運転者団体	古川 祐美	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
2 号委員	運転者団体	中島 大介	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本 部京都支社地域共生室 室長
2 号委員	道路管理者（県）	山崎 彰吾	滋賀県南部土木事務所 次長
3 号委員	住民・旅客（障 害者）	前野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理 事
3 号委員	住民・旅客（高 齢者）	池藤 利彦	草津市老人クラブ連合会
3 号委員	住民・旅客	高田 憲一	草津市まちづくり協議会連合会
3 号委員	住民・旅客	卯田 正明	草津市まちづくり協議会連合会
4 号委員	所轄運輸行政	道久 聡	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企 画専門官
5 号委員	広域交通行政	芝 久生	滋賀県土木交通部交通戦略課参事
5 号委員	所轄交通警察	竹中 匡幸	滋賀県草津警察署交通課長
5 号委員	学識経験者	塚口 博司	立命館大学理工学部 都市システム工 学科教授
5 号委員	関係団体（商業）	遠塚 政弘	草津市商店街連盟 会長
5 号委員	関係団体（工業）	加藤 幹彦	草津商工会議所 専務理事
5 号委員	関係団体（中活）	吉岡 健二	（特活）草津まちづくりNPO 理事
5 号委員	関係団体（観光）	南 英三	草津市観光物産協会 会長
5 号委員	関係団体（NPO 活動）	宮下 千代美	（特活）ディフェンス 理事
5 号委員	学識経験者	村井 龍治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科 教授
1 号委員	草津市職員	吉本 勝明	草津市総合政策部長

次頁に続く

1号委員	草津市職員	西 典子	草津市健康福祉部長
1号委員	草津市職員	竹村 徹	草津市環境経済部長
1号委員	草津市職員	吉川 寛	草津市建設部長

※1号委員：市職員

※2号委員：市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者

※3号委員：市民または市内交通の利用者

※4号委員：近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員

※5号委員：滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者

■草津市地域公共交通会議のメンバー構成（平成29年6月9日現在）

役職	分野	氏名	備考
2号委員	一般乗合	立川 敬一	近江鉄道株式会社 運輸本部 自動車部長
2号委員	一般乗合	隠岐 公史	滋賀バス株式会社 代表取締役
2号委員	一般乗合	大西 勇美	帝産湖南交通株式会社 営業部長
3号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 常務取締役
3号委員	一般乗用	石塚 重輝	近江タクシー株式会社 草津営業所 所長
4号委員	バス協会	野村 義明	一般社団法人 滋賀県バス協会 専務理事
5号委員	タクシー協会	濱田 隆久	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務理事
6号委員	住民・旅客（障害者）	前野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事
6号委員	住民・旅客（高齢者）	池藤 利彦	草津市老人クラブ連合会
6号委員	住民・旅客	高田 憲一	草津市まちづくり協議会連合会
6号委員	住民・旅客	卯田 正明	草津市まちづくり協議会連合会
7号委員	所轄運輸行政	道久 聡	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
8号委員	運転者団体	古川 祐美	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
9号委員	道路管理者（県）	山崎 彰吾	滋賀県南部土木事務所 次長
9号委員	広域交通行政	芝 久生	滋賀県土木交通部交通戦略課参事
9号委員	所轄交通警察	竹中 匡幸	滋賀県草津警察署交通課長
9号委員	学識経験者	塚口 博司	立命館大学理工学部都市システム工学科教授

次頁に続く

9号委員	関係団体(鉄道)	中島 大介	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
9号委員	関係団体(工業)	加藤 幹彦	草津商工会議所 専務理事
9号委員	関係団体(商業)	遠塚 政弘	草津市商店街連盟 会長
9号委員	関係団体(中活)	吉岡 健二	(特活) 草津まちづくりNPO 理事
9号委員	関係団体(観光)	南 英三	草津市観光物産協会 会長
9号委員	関係団体(NPO活動)	宮下 千代美	(特活) ディフェンス 理事
1号委員	草津市職員	松下 正寿	草津市環境経済部副部長(総括)
1号委員	草津市職員	杉江 茂樹	草津市健康福祉部副部長(総括)
1号委員	草津市職員	寺田 哲康	草津市建設部副部長(総括)

※1号委員：市職員

※2号委員：市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者

※3号委員：市に営業区域が存する一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者

※4号委員：社団法人滋賀県バス協会が指名する者

※5号委員：社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者

※6号委員：市民または市内交通の利用者

※7号委員：近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員

※8号委員：一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

※9号委員：道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

■草津市有償運送運営協議会のメンバー構成(平成29年3月21日現在)

役職	分野	氏名	備考
2号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 常務取締役
2号委員	一般乗用	辻 基裕	近江タクシー株式会社 南部統括支配人
2号委員	タクシー協会	濱田 隆久	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事
3号委員	住民・旅客(高齢)	中島 四郎	草津市老人クラブ連合会
3号委員	住民・旅客(障害)	垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表
4号委員	所轄運輸行政	戸田 辰司	近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官
5号委員	運転者団体	山下 芳弘	滋賀県タクシー労働組合連絡協議会 議長
6号委員	福祉有償運送	山田 貴子	特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村 代表
7号委員	学識経験者	村井 龍治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授

次頁に続く

	7号委員	特定旅客	前野 奨	(特活) 滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事 障がい者サポーターセンタースマイルフレンズ 所長
	7号委員	関係団体	奥村 嘉英	草津市社会福祉協議会 事務局長
	1号委員	草津市職員	西 典子	草津市健康福祉部副部長 (総括)
	1号委員	草津市職員	小川 薫子	草津市健康福祉部副部長 (高齢者担当)
	1号委員	草津市職員	青木 敏	草津市都市計画部副部長 (総括)
※1号委員：市職員 ※2号委員：市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者 ※3号委員：市民または市域における自家用有償旅客運送の利用が想定される者 ※4号委員：近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 ※5号委員：一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 ※6号委員：現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者 ※7号委員：学識経験者その他市長が必要と認める者				
17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的活計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標				
該当無し				

※4. (表2) 及び12. (表7及び表7-1) については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※6. については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※7. (表3) 及び8. (表4) については、要綱第17条に基づく生活交通ネットワーク計画について、作成を要しない。

※9. (表5) については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※10. ~13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※17. については、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を行わない場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
滋賀県 草津市	近江鉄道(株)	常盤循環	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	山田線①	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	山田線②	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	山田線③	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	山田線④	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	平井循環	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	宅屋線	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	近江鉄道(株)	大宝循環線	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通株式会社	商店街循環	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通株式会社	草津・大学病院①	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通株式会社	草津・大学病院②	地域内フィーダー系統			乗合バス型	①	草津駅西口停留所にて、近江鉄道(株)が運行する近江大橋線と接続	③
合 計									

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

H29.4まめバス再編案

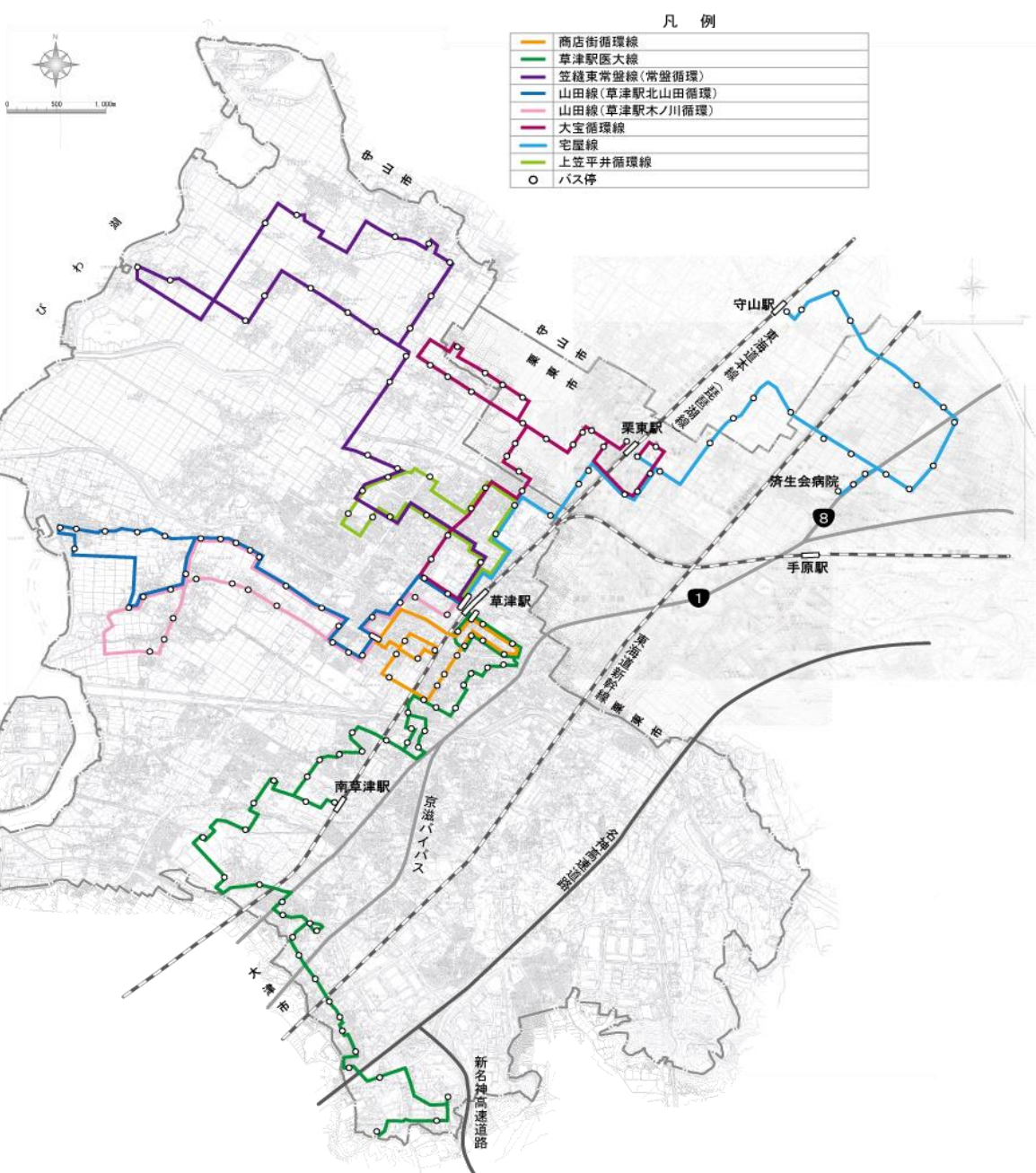


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	滋賀県草津市
------	--------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,852
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

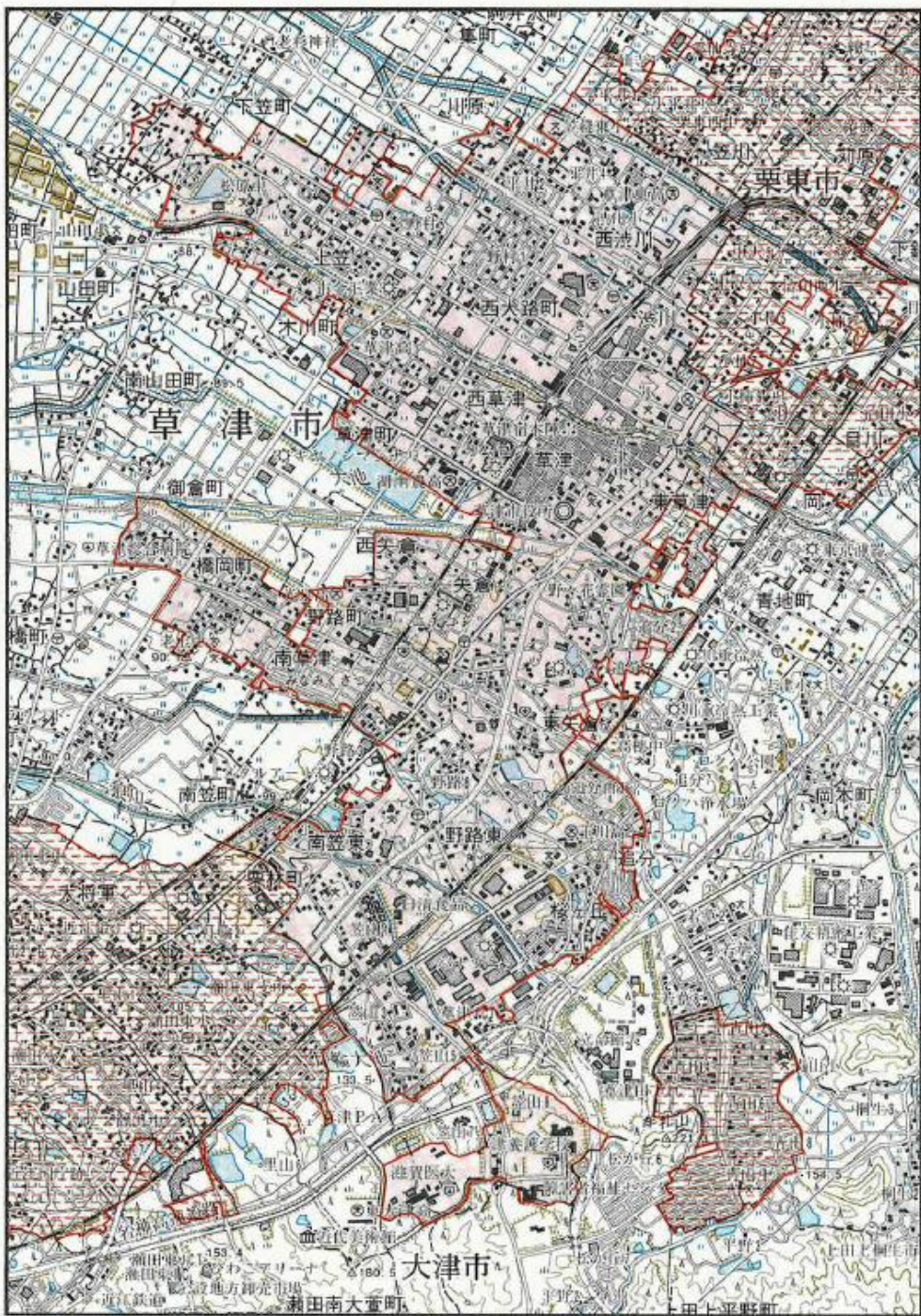
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

206 草津市 Kusatsu-shi



各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
滋賀県草津市	帝産湖南交通株式会社	2	2,400
	近江鉄道株式会社	1	1,875

議 第 5 号

まめバス運行ルートの一部変更について

まめバス運行ルートの一部変更について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第18条第5号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

平成29年6月9日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

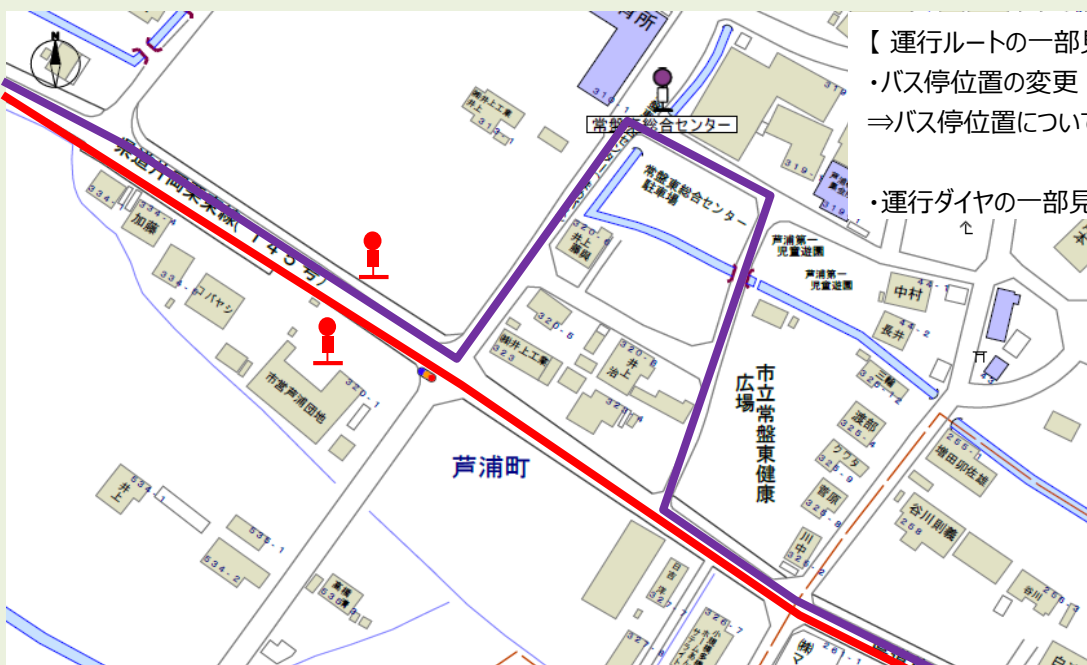
会 長 善 利 健 次

◆ 笠縫東常盤線の改編経緯

常盤学区まちづくり協議会から市に対して、停車するバス停の見直しなど、まめバス利用改善に向けた提案書が提出され、地域と話し合いながら改編に向けた検討を行い、草津市地域公共交通会議の承認を経て、平成29年4月1日に改編を行った。

平成29年4月改編以降、一部の地域から運行ルート等の見直し意見が出ていることから、笠縫東常盤線の運行ルートの一部見直しを検討。

◆ 運行経路見直し内容



【運行ルートの一部見直しによる変更点】

・バス停位置の変更

⇒バス停位置については、地域内で検討

・運行ダイヤの一部見直し



【凡例】

：現行ルート

：改編ルート

議 第 6 号

まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請に関する事項

(1) 草津駅医大線の状況

草津駅医大線の運行ルート上に 3.1m の高さ制限箇所があるため、当初購入予定であった車両（全高 3.1m）を別の車両へと計画変更し、前回の地域公共交通会議において承認をいただいた。

(2) 購入計画車両

車名：三菱ふそう ローザ

定員：29 人乗り

全長：6,990mm

全幅：2,010mm

全高：2,645mm



(写真提供：三菱ふそうトラック・バス株式会社)

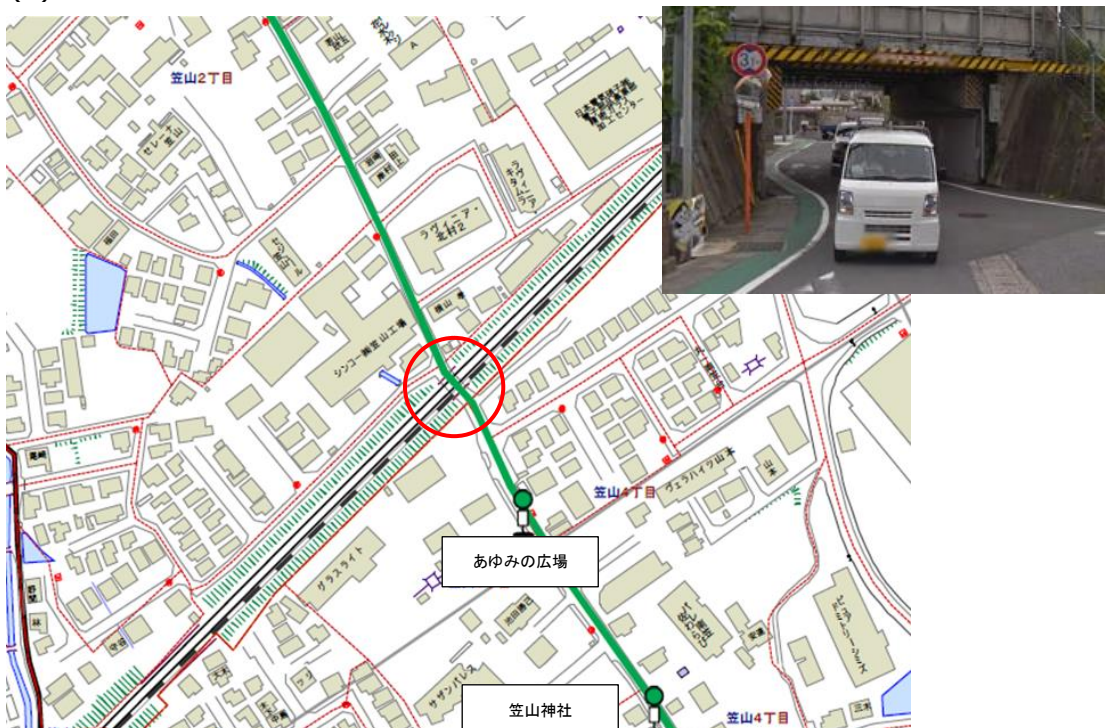


(3) 適用除外認定申請について

当該計画車両については、国の移動円滑化基準の適用車両には該当しないことから、運輸局からの適用除外認定を受けるため、その申請を行う。

なお、車両装備については、これまで通り車いす対応などのオプション架装を行い、バリアフリーに対応した車両を導入する予定である。

(4) 高さ制限箇所位置図



移動円滑化基準適用除外認定申請書

年 月 日

近畿運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所 印

下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

1. 車名及び型式
2. 車台番号
3. 使用の本拠の位置
4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
5. 認定を必要とする理由
6. 省略する添付資料

議 第 7 号

甲賀市中山間地域からの通学バス運行事業計画について

甲賀市中山間地域からの通学バス運行事業計画について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会 長 善 利 健 次

中山間地域からの通学バス運行事業計画

運行開始時期 平成29年10月1日

運行内容（往）田村神社（発） → 東土山 → 近江土山 → 支所前 → 西口 →
 白川橋 → 甲賀土山（高速：乗り） → 草津田上（高速：降り） →
 一般道（停留所なし） → JR南草津駅西口（着）
 ※（復）は、逆運行

運行距離 42.7 キロ

運行時間 55 分

運行日 平日のみ（学休日＆土日運休）

ダイヤ（案）

往 路(下り)							
		①		②		③	
駅 名		発・着	時分	時分	時分	時分	時分
甲賀市土山町	田村神社	発	7:00	15:00	17:15		
	東土山	発	7:01	15:01	17:16		
	近江土山	発	7:03	15:03	17:18		
	土山支所	発	7:03	15:03	17:18		
	土山西口	発	7:04	15:04	17:19		
	近江白川	発	7:05	15:05	17:20		
	白川橋	発	7:05	15:05	17:20		
	↓		↓	↓	↓		
	南草津駅(西口)	着	7:55	15:55	18:10		

復 路(上り)					
		①	②	③	
駅 名		発・着	時分	時分	時分
南草津駅 (西口)		発	8:10	16:10	18:25
↓			↓	↓	↓
甲賀市土山町	白川橋	発	9:01	17:01	19:16
	近江白川	発	9:01	17:01	19:16
	土山西口	発	9:02	17:02	19:17
	土山支所	発	9:03	17:03	19:18
	近江土山	発	9:03	17:03	19:18
	東土山	発	9:04	17:04	19:19
	田村神社	着	9:05	17:05	19:20

は、学校休日時(土・日・祝・年末年始含む)、運休

使用車両 ハイエース（定員 13 人：着座 12 人＋運転手 1 人）

普通運賃 大人 500 円 小人 250 円

※ 市内コミバス定期券持参の人は、追加料金 250 円（小学生以下・障がい者の方は 130 円）

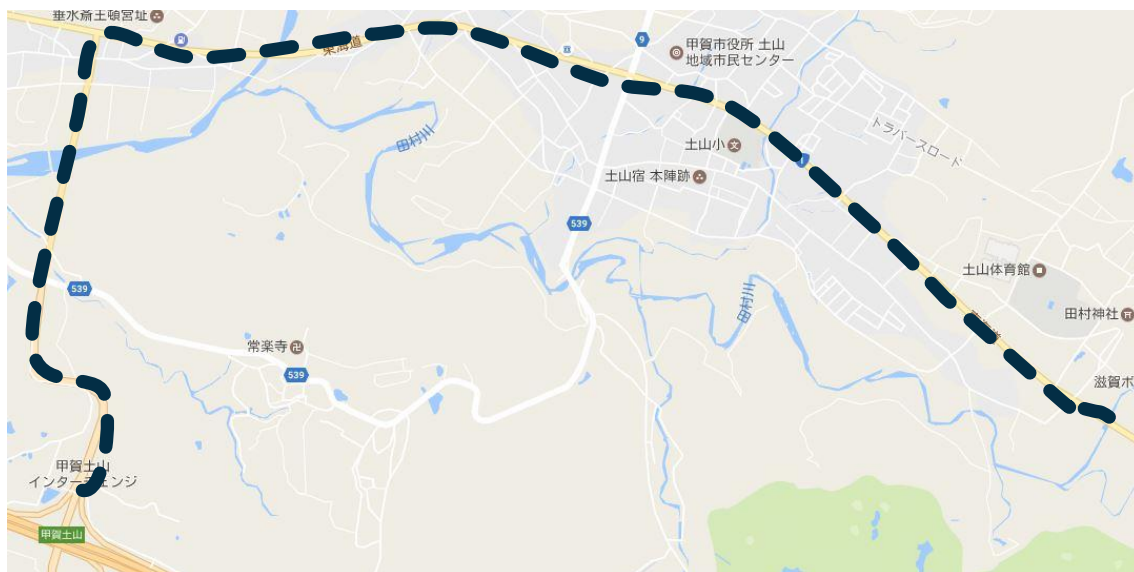
定期券 信楽駅～石山寺間の甲賀市コミュニティバス定期券と同額

南草津線 運賃表			一般		身体・知的・精神障がい者の方（手帳提示）	
			中学生以上	小学生以下	中学生以上	小学生以下
普通運賃			¥500	¥250	¥250	¥130
定期	通勤一般	1ヶ月	¥9,000	－	¥6,300	－
		3ヵ月	¥25,650	－	¥17,960	－
		6ヶ月	¥48,600	－	¥34,020	－
	通学	1ヶ月	¥6,600	¥2,400	¥4,620	¥2,400
		3ヵ月	¥18,810	¥6,840	¥13,170	¥6,840
		6ヶ月	¥35,640	¥12,960	¥24,950	¥12,960
フリー乗車券	コミュニティバス	1日券	¥500	¥250	¥250	¥130
	信楽高原鉄道 ＋コミュニティバス	1日券	¥1,200	¥600	¥600	¥300

その他 回数券利用可能

※ 回数券利用時は、1 乗車で 2 枚必要

田村神社～甲賀土山 I C（至 草津田上 IC）



草津田上～南草津駅西口

